

新計画における重点的な取り組み

現在、本市では、「安心ですこやかに いきいきと暮らせるまち 堺」の実現を目指し、計画的な施策展開を図っています。その中で、新計画において特に重点的に取り組むべき課題を整理し、以下の4つの項目について、取り組み方向を整理しました。

1 在宅介護を支える介護サービスの充実強化

(1) 家族介護者支援の強化

地域包括ケアは、高齢者だけではなく、高齢者を介護する家族介護者に対しても、包括的なケアを行う必要があります。高齢者の地域生活を支援する「地域包括ケアシステム」は、家族介護者の精神的・身体的負担の軽減を図るとともに、安定的かつ安心出来る介護生活につながるものでなければなりません。

新計画では、レスパイトケアを中心とした家族介護者支援の強化に取り組み、地域包括ケアシステムとの一体的な展開を目指します。

(2) 緊急時対応・夜間対応体制の強化

地域包括ケアシステムにおいては、生活圏域単位の高齢者の現状と将来像及び社会的資源の質と量を踏まえ、高齢者の緊急時にも対応できる支援体制の構築が必要です。実態調査では、24時間対応のサービス提供に対する市民ニーズが高く、緊急時対応や夜間対応体制の充実強化が行政に求められていることが伺えます。

新計画では、利用者ニーズを踏まえ、本市における緊急時対応（「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」）や夜間対応体制の適切な在り方を検討し、利用者が自らの状態に応じて適切なサービスを選択できる体制強化を目指します。

(3) 介護給付適正化事業の充実強化

介護保険制度が将来にわたり円滑かつ安定的に運営していくためには、適正な介護サービスの提供、介護給付の適正化が重要です。高齢者の増加とともに介護保険給付費も増加する中、保険者として、介護給付の適正化に一層注力していく必要があります。

新計画では、介護給付適正化事業を一層充実します。

(4) 人材の確保と介護サービスの質の向上

高齢者が増加する中、福祉介護人材の確保、定着支援は喫緊の課題です。

本市では、現在、介護サービスの質の向上を目的に、サービス事業者への指導助言を実施しており、介護職員の質の向上につなげています。

新計画では、引き続き、サービス事業者への指導助言を実施するとともに、「福祉の就職フェア」を実施するなど、人材確保支援及び福祉人材の質・量の充実を目指します。

2. 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムを構築していくうえで、地域ケアのマネジメント等において中核的な役割を担う機関です。本市ではこれまで、各区に1か所の地域包括支援センターを設置し、在宅介護支援センター等と連携しながら、地域ケアの取り組みを進めてきました。しかし、今後、地域包括ケアの一層の推進のためには、地域包括支援センターのさらなる機能強化が重要となります。

新計画では、地域包括支援センターを日常生活圏域に各1か所、21か所設置し、各区には地域包括支援センターを支援する基幹型地域包括支援センターを設置します。地域包括支援センターの機能強化を通じて、地域包括ケアシステムの構築に向けた基盤の充実を目指します。

■地域包括支援センター事業について（別紙1参照）

3. 認知症対策の推進

高齢者の増加にともない、認知症高齢者の数は今後さらに増加していくものと考えられ、認知症対策の充実強化が求められています。本市ではこれまで、認知症高齢者の支援におけるネットワーク構築や認知症サポーターの養成など、認知症対策としてさまざまな取り組みを進めてきましたが、体系的な取り組みとしては十分ではありませんでした。また、若年性認知症などの制度のはざまにある人への支援も課題となっています。

新計画では、認知症対策に体系的に取り組み、認知症になっても地域で安心して暮らしていける基盤づくりを進めていきます。

■認知症対策の取り組み（案）（別紙2参照）

4. 権利擁護支援システムの構築

認知症高齢者や、一人暮らしなどで孤立した高齢者等が増えていくことが見込まれる中、高齢者の権利擁護体制を充実強化することが求められています。本市ではこれまで、高齢者虐待防止ネットワークの整備や成年後見制度の利用促進等の取り組みを通じて、高齢者の権利擁護を進めてきましたが、今後は権利擁護に関するさまざまな困難ケースも増加していくものと考えられ、高齢者福祉のみならず、地域福祉や障害者福祉の観点からも権利擁護の体制整備は必要性が高くなります。

新計画では、地域福祉や障害福祉とも連携し、全市的な観点から権利擁護の体制を整備し、権利擁護支援システムの構築を目指します。

■高齢者・障害者権利擁護支援システム（案）（別紙3参照）